



2021年4月28日

各 位

上場会社名 双信電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 上岡 崇  
(コード番号 6938 東証第1部)  
問合せ先 経営推進本部長 中西 港二  
(TEL 03-5730-4500)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会で、2021年6月18日開催予定の第79回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定しました。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1)当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しているとおり、取締役会の監督機能強化等によるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行を株主総会に付議することを決定しました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。
- (2)自然災害や感染症などの不測の事態等を踏まえた柔軟な株主総会運営を図るため、一部記述を削除します。
- (3)自然災害や感染症などの不測の事態等が原因で、株主総会の開催が困難であると判断される場合においても遅滞なく剰余金の配当を可能とするため、取締役会においても配当決議を行うことを可能とすべく関連条項を新設します。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月18日(金)
定款変更の効力発生日	2021年6月18日(金)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条～第3条</b> (条文省略)</p> <p><b>第4条</b> (機関の設置) 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p><b>第5条</b> (公告方法) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p><b>第6条～第10条</b> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p><b>第11条</b> (基準日) (条文省略)</p> <p><b>第12条</b> (招集の時期) 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 株主総会は、東京都各区内において開催する。</u></p> <p><b>第13条～第16条</b> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p><b>第17条</b> (定員) 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条～第3条</b> (現行どおり)</p> <p><b>第4条</b> (機関の設置) 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p><b>第5条</b> (公告方法) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p><b>第6条～第10条</b> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p><b>第11条</b> (基準日) (現行どおり)</p> <p><b>第12条</b> (招集の時期) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><b>第13条～第16条</b> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p><b>第17条</b> (定員) 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、15名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以上4名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p><b>第18条</b>（選任決議） （新設）</p> <p>____取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p> <p><u>2</u> 取締役の選任については累積投票によらない。</p>	<p><b>第18条</b>（選任決議）</p> <p><u>____</u>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2</u> （現行どおり）</p> <p><u>3</u> （現行どおり）</p>
<p><b>第19条</b>（任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p><u>2</u> 補欠又は増員によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>（新設）</p>	<p><b>第19条</b>（任期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3</u> 補欠又は増員によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>4</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p><b>第20条</b>（取締役会）</p> <p>取締役会は、法令に別段定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。</p> <p><u>2</u> 取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会で定めた順序によって他の取締役がこれに代わる。</p>	<p><b>第20条</b>（取締役会）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し、これを発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>4 取締役が取締役会の決議の目的項目について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認があったものとみなす。</p> <p>5 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き取締役会において定める「取締役会規程」による。</p>	<p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し、これを発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>4 取締役が取締役会の決議の目的項目について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をするときは、取締役会の承認があったものとみなす。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p><b>第21条</b> (代表取締役) 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p>	<p><b>第21条</b> (代表取締役) 取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
<p><b>第22条</b> (役付取締役) 当社は、取締役会の決議をもって取締役会長・取締役社長各1名、取締役副社長・専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p><b>第22条</b> (役付取締役) 当社は、取締役会の決議をもって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長・取締役社長各1名、取締役副社長・専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p><b>第23条</b> (相談役及び顧問) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第23条</b> (相談役及び顧問) (現行どおり)</p>
<p><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p>	<p>(削除)</p>
<p><b>第24条</b> (定員) <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><b>第25条</b>（選任決議）  <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><b>第26条</b>（任期）  <u>監査役の任期は、選定後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  2 <u>補欠によって選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>  3 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>  4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><b>第27条</b>（監査役会）  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し、これを発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u>  2 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める「監査役会規程」による。</u></p> <p><b>第28条</b>（常勤監査役）  <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p><b>第25条</b>（監査等委員会の招集通知）  <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し、これを発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>第6章 取締役及び監査役の責任免除</b></p> <p><b>第29条</b> (損害賠償責任の一部免除)          当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役との間に、<u>当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p><b>第7章 計算</b></p> <p><b>第30条</b> (事業年度)          当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p><b>第31条</b> (剰余金の配当)          (新設)</p> <p><u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対してこれを支払う。</u></p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p><b>第32条</b> (自己株式の取得)          (条文省略)</p> <p><b>第33条</b> (配当金の除斥期間)          (条文省略)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず<u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><b>第26条</b> (監査等委員会規程)  <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。</u></p> <p><b>第6章 取締役の責任免除</b></p> <p><b>第27条</b> (損害賠償責任の一部免除)          当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p><b>第7章 計算</b></p> <p><b>第28条</b> (事業年度)          (現行どおり)</p> <p><b>第29条</b> (剰余金の配当)  <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>2 当社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対してこれを支払う。</p> <p>3 前2項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(削除)</p> <p><b>第30条</b> (配当金の除斥期間)          (現行どおり)</p>